

選挙について

平素は町会活動にご理解・ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、市原市議会議員一般選挙と千葉県知事選挙の立会人を実施して思うことは、投票率の割に投票時間が長いという点です。立会人は朝6:30 集合で投票終了時刻20:00まで拘束されます。立会人の一人は投票箱を開票場所に運ぶところまで立ち合います。

千葉県知事選挙の際、京葉小学校投票所では投票者数が1,000人未満でした。市原市議会議員選挙の際は約1,500人程度と記憶しています。さらに18時以降の投票者数は75人程度でした。投票所運営費用や期日前投票の状況を考えると投票時間を短縮しても良いと考えられます。公職選挙法の規定による縛りはあるものの、市原市選挙管理委員会に以下の質問を実施して回答を受領しましたので報告いたします。

南房総市では次回から投票時間を2時間短縮して経費削減を行うとの新聞発表がありました。データは何のためにあるのか？それに基づいて改善して初めてだと思います。

以下に、回答を示します。

市選第1003号
令和7年4月1日

阿部 昌明 様

市原市選挙管理委員会
委員長 捧 仁滋
(公印省略)

当日の投票時間等について（回答）

春光の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、市原市議会議員一般選挙、千葉県知事選挙の立会人をお引き受けくださいまして誠にありがとうございます。

さて、令和7年3月31日付けで、お問い合わせのありましたことについて、次のとおり回答します。

① 投票時間の短縮について

当日投票所の開閉時間につきましては、公職選挙法第40条第1項の規定より午前7時から午後8時と規定されており、特別な事情がある場合は投票所の開閉時間の繰り下げまたは繰り上げをできるとされております。

本市では、現時点では時間短縮の動きはありませんが、投票時間帯等の分析を行ない、有権者の更なる利便性向上に配慮してまいります。

② 当日投票所の人件費について

当日投票所に係る市職員の人件費は、選挙執行経費基準法に基づき、2,353円/時間で算出しており、先般の千葉県知事選挙では、95ヶ所の投票所に297名（投票立会人、投票管理者を除く）が従事しているため、市職員の人件費は、698,841円/時間となります。

次に外注費用ですが、市職員のみでは人員が不足する投票所について、当日投票事務従事者派遣業務として委託しており、先般の千葉県知事選挙では、160人、15時間（前日準備含む）の業務委託であり、委託料は4,507,360円となっております。

③ 投票立会人を町会長が行う理由について

投票立会人については、各投票所において円滑に選挙が執行されるよう、その選任について町会を通じて依頼し、ご協力いただいているところです。

投票立会人の条件については、選挙権を有する者の中から選任すると規定されていることから、必ずしも町会長である必要はなく、これまでも町会長以外の方にお引き受け頂いている投票所もございます。

また、原則1日を通しての選任とさせていただいていますが、やむを得ない場合は、午後1時30分での交代も可能としております。

④ 投票用紙の準備及び廃棄について

投票所において、投票用紙が不足するということは絶対にあってはならないことから、有権者数とほぼ同数の投票用紙を準備しております。

また未使用の票については、保存期間終了後に、選挙管理委員会事務局の職員が直接福増クリーンセンターに持込み、焼却処分をしています。

問合先

市原市選挙管理委員会事務局

TEL0436-23-9817

五井西町会

会長 阿部 昌明